

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第4期志摩市創生総合戦略推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

三重県志摩市

3 地域再生計画の区域

三重県志摩市の全域

4 地域再生計画の目標

本市は、三重県の東南部、志摩半島内に位置し、北部は伊勢市・鳥羽市に、西部は南伊勢町に、南部及び東部は太平洋に接しており、市全域が伊勢志摩国立公園に含まれている。観光業と漁業を基幹産業としており、近年では、平成28年のG7伊勢志摩サミットや令和5年のG7三重・伊勢志摩交通大臣会合、令和7年の第44回全国豊かな海づくり大会の開催地となっている。日本でも有数の観光地であり、自然の豊かさを活かした体験型の観光施策、また豊富な食材や真珠製品等、地場産業を活用した地域振興策を進めている。

しかしながら、本市の人口は合併時の平成16年の61,796人をピークに減少しており、住民基本台帳によると令和7年には44,110人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和32年には総人口が22,561人となる見込みである。

国勢調査における年齢3区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14歳）は平成17年の7,590人をピークに減少し、令和2年には3,968人となる一方、老年人口（65歳以上）は平成17年の16,311人から令和2年には18,818人と増加の一途をたどっており、少子高齢化がさらに進むことが想定されている。また、生産年齢人口（15～64歳）も平成17年の34,324人をピークに減少傾向にあり、令和2年には22,746人となっている。

自然動態をみると、出生数は平成16年の408人をピークに減少し、令和5年に

は 125 人となっている。その一方で、死亡数は令和 5 年には 947 人と増加の一途をたどっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲822 人（自然減）となっている。また、合計特殊出生率をみても、令和 5 年には 1.00 と県平均値を下回っている。

社会動態をみると、平成 16 年以降、転出超過の傾向が続いている。U I J ターン施策の推進等により、令和 6 年の転入者は 1,208 人となった。一方、大学等への進学率が高まったことや、本市の基幹産業である観光業や漁業ではなく、都市部の企業等への就職を希望する若者が増加したことで、20 歳～30 歳代を中心に市外への転出が増加しており、令和 6 年の転出者は 1,444 人となっている。転入者から転出者を差し引いた社会増減は、令和 6 年には▲236 人（社会減）となっている。

このように、人口の減少は出生数の減少（自然減）や、転出者の増加（社会減）等が原因と考えられる。

平成 27 年度以降、志摩市創生総合戦略を策定し、さまざまな人口減少対策に取り組んできたものの、急激な人口減少の傾向には歯止めがかかっていない状況である。今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。

このような状況を踏まえ、将来にわたってまちの活力を維持し、持続可能なものとするためには、これまで以上に、自然減・社会減の両面からの総合的な人口減少対策に取り組んでいく必要がある。

そのため、次の基本目標を掲げ、地域にあるさまざまな資源を磨き上げて活用することで、地域に人びとを呼び込むとともに、若い世代の希望が叶い、安心して暮らし続けられるまちづくりを一体的に進める。本市の地域ビジョン「誰もが住みたくなる、笑顔あふれる『しあわせ』のまち」の実現に向けて取り組んでいく。

- ・基本目標 1 にぎわい ～豊かな自然と共生し、持続可能な発展を続けるまち～
- ・基本目標 2 やすらぎ ～安全安心で、みんなの暮らしを守るまち～

- ・基本目標 3 つながり ～誰もが健康で心豊かに、つながりあい、自分らしく暮らせるまち～
- ・基本目標 4 はぐくみ ～未来を育み、生涯にわたる学びを支えるまち～

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2029年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	延べ宿泊者数（年間）	1,423,735人	1,735,000人	基本目標 1
ア	市が実施する事業に参加（支援）し、経営向上に取り組んだ延べ事業者数（年間）	158者	192者	基本目標 1
ア	漁業に関わる新たな担い手数	—	12人	基本目標 1
ア	農業に関わる新たな担い手数	—	12人	基本目標 1
ア	市の移住施策等を活用した移住者数（累計）	—	256人	基本目標 1
ア	生活排水処理施設整備率	58.1%	61.3%	基本目標 1
ア	可燃ごみ処理量（年間）	14,168 t	12,209 t	基本目標 1
イ	避難所環境の改善に向けた備蓄品の整備率	25%	100%	基本目標 2
イ	住民が主体となる避難所運営マニュアルが整備されている地区の割合	15%	100%	基本目標 2
イ	防火・防災教室の実施回数（年間）	25回	50回	基本目標 2
イ	災害時に緊急輸送道路となる道路・橋の整備割合	73%	100%	基本目標 2
イ	防犯・交通安全啓発活動の実施回数（年間）	45回	53回	基本目標 2
イ	空家等の除却や活用を促進する取組の実施件数（年間）	44件	47件	基本目標 2
イ	新たな移動手段を導入（本格運行）した件数（累計）	—	4 件	基本目標 2
ウ	地域とつながる健康づくり推進の取組数（年間）	51回	55回	基本目標 3

ウ	休日夜間の医療体制の確保	100%	100%	基本目標 3
ウ	地域づくり（ふくし座談会）の開催数（年間）	54回	62回	基本目標 3
ウ	つながりあえる居場所（参加機会）の数（年間）	99か所	107か所	基本目標 3
ウ	切れ目のない支援体制構築に向けた連携活動の回数（年間）	39回	42回	基本目標 3
ウ	多様な子育て支援サービスの充実に向けた取組数（年間）	33件	53件	基本目標 3
ウ	市の人権啓発事業への参加者数（年間）	406人	500人	基本目標 3
ウ	国際交流員（CIR）による多文化交流事業の実施件数（累計）	—	80件	基本目標 3
ウ	まちづくり団体等と協働して地域の魅力づくりに取り組んだ事例数（年間）	2 件	5 件	基本目標 3
エ	専門的な関係機関等と関わりもっている不登校の子どもたちの割合	70.8%	100%	基本目標 4
エ	学力向上に向けた市総合教育センターでの研修会への延べ参加人数	140人	150人	基本目標 4
エ	生涯学習講座の開催回数（年間）	472回	514回	基本目標 4
エ	小中学校で志摩学（地域学習）の授業を年間 2 回以上行った学年の割合	65%	100%	基本目標 4

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2 のとおり。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第4期志摩市創生総合戦略推進事業

- ア 豊かな自然と共生し、持続可能な発展を続けるまちをつくる事業
- イ 安全安心で、みんなの暮らしを守るまちをつくる事業
- ウ 誰もが健康で心豊かに、つながりあい、自分らしく暮らせるまちをつくる事業
- エ 未来を育み、生涯にわたる学びを支えるまちをつくる事業

② 事業の内容

- ア 豊かな自然と共生し、持続可能な発展を続けるまちをつくる事業
豊かな自然と資源を守り、生かし、志摩の持つ魅力を高めるとともに、交流を促進し、経済活動を活発化させ、活気あふれる持続可能なまちをつくる事業。
【具体的な事業】
 - ・観光地域づくりの推進
 - ・第一次産業の担い手確保・育成
 - ・移住・定住の推進
 - ・出会い・結婚の支援 等
- イ 安全安心で、みんなの暮らしを守るまちをつくる事業
誰もが安全で安心して暮らせる、災害に強く、日常の生活基盤と環境が整ったまちをつくる事業
【具体的な事業】
 - ・防災・減災対策の推進
 - ・空き家等対策の推進
 - ・地域公共交通の確保・維持 等
- ウ 誰もが健康で心豊かに、つながりあい、自分らしく暮らせるまちをつくる事業
誰もが健康で心豊かに、世代や性別、国籍、障がいの有無を超えて互いに尊重し合い、支え合う、一人ひとりが自分らしく輝けるまちをつくる事業。
【具体的な事業】
 - ・健康づくり・介護予防の推進
 - ・医療体制の充実

- ・妊娠・出産・子育てに係る支援の充実
- ・地域共生社会の実現 等

エ 未来を育み、生涯にわたる学びを支えるまちをつくる事業

子どもたちが学びを通して未来を拓き、地域を愛する心を育むとともに、市民が生涯にわたり学び続けられる環境が整ったまちをめざします。

【具体的な事業】

- ・地域を誇り、生涯にわたって学び続ける教育の推進
- ・未来を創る人材を育む教育の推進 等

※なお、詳細は志摩市創生総合戦略のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4 の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

800,000 千円（2026 年度～2029 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

毎年度 7 月頃に外部有識者（志摩市審議会委員）による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本市公式 W E B サイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

2026 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

2026 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日まで